

# ニューノーマル下の操業に関する 連邦政府と主要州政府の活動規制

2020年6月5日

メキシコ日本商工会議所(カマラ)  
COVID-19対応チーム  
中畑貴雄(JETRO México)

# 本日のテーマ

1. 政府のCOVID19感染対策と活動規制
2. 経済社会活動再開に向けた計画
3. 経済活動再開に向けた衛生指針
4. 衛生プロトコルの策定と承認プロセス
5. 事業所査察の概要と留意点

# 1. 連邦政府のCOVID19感染対策と 活動規制

# 連邦政府のCOVID-19感染抑制策の推移

## ◆3月24日付保健省令 (フェーズ2に移行)

⇒Jornada Nacional de Sana Distancia (JNSD) 開始

⇒適用期限は4月19日まで

## ◆3月30日付公衆衛生審議会決定

⇒「不可抗力の衛生上の緊急事態宣言」(4月30日まで)

## ◆3月31日付保健省令

⇒JNSDの規制内容を強化、期限を4月30日まで延長

## ◆4月21日付保健省令 (フェーズ3に移行)

⇒JNSDの規制適用期限を5月30日まで延長

# 「健全な距離確保全国キャンペーン(JNSD)」

1. 高齢者、高血圧や肥満、糖尿病、癌などの病歴がある人、妊婦や身体障害者など感染リスクが高い人の自宅勤務や待機
2. 全ての教育活動の4月17日までの停止(遠隔教育は除く)⇒その後、5月末まで延長
3. 人の密集や移動を伴う活動の4月19日までの停止、ただし、衛生危機に対処するために必要な業種は操業を続ける。⇒その後5月末まで延長
4. 100人超(⇒50人超)が集まる大規模イベントや集会の当面停止(保健省が停止解除を認めるまで)
5. 基本衛生措置(手洗いの励行、飛沫感染防止、症状がある人の隔離など)の徹底

# 3月31日付保健省令の内容

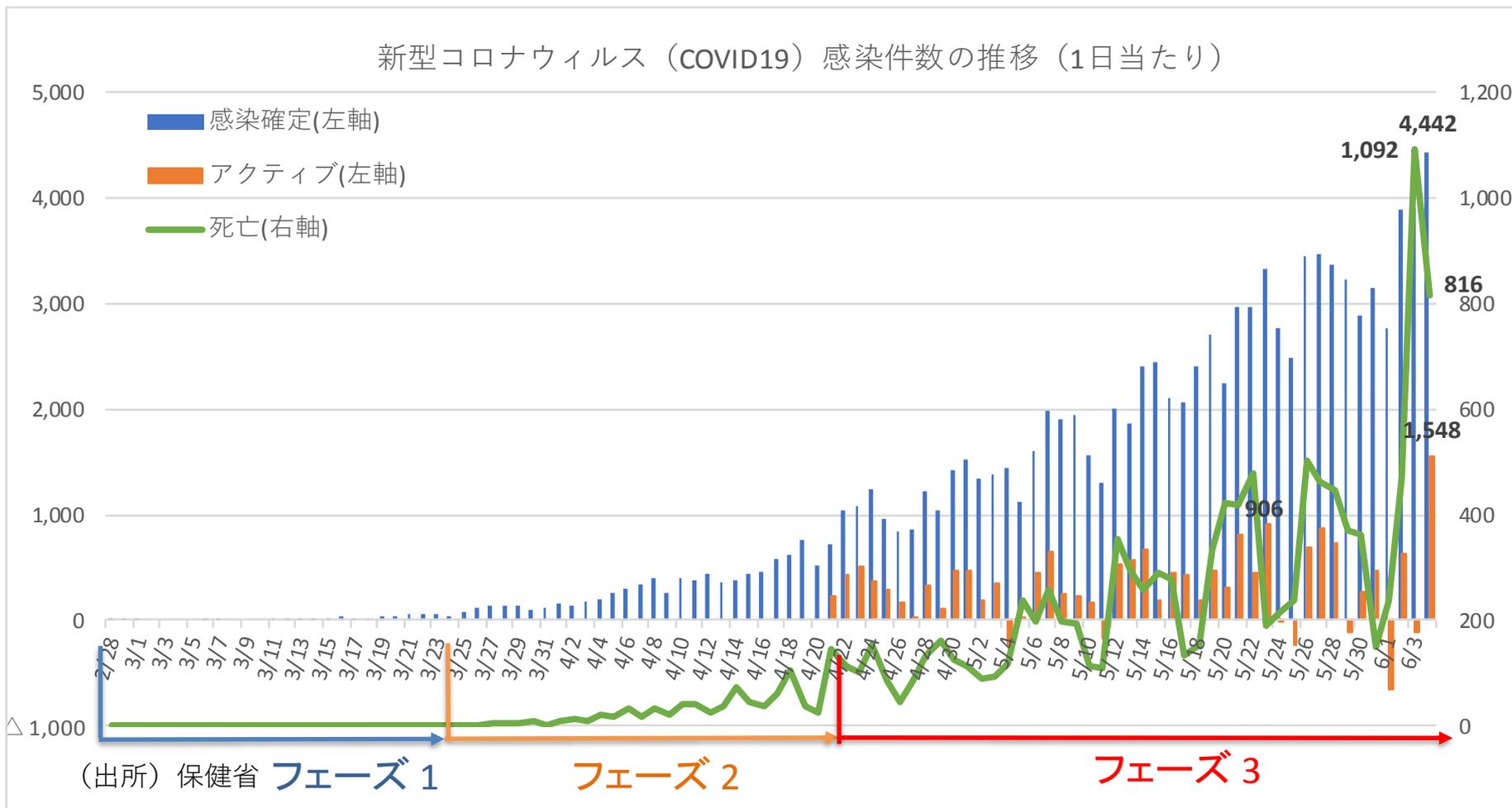
1. 4月30日まで以下の必要不可欠な業務以外は停止
  - a) 医療、b) 治安・司法・立法、c) 経済活動の観点から必須、d) 政府の福祉政策、e) 社会・輸送インフラ関連
2. 必要不可欠な業務であっても50人超の会合は禁止し、健全な距離など必要な衛生措置を採る
3. 全国民に自宅待機を自主的に要請
4. COVID19の感染リスクが高い人口層として、65歳以上から60歳以上に年齢を引き下げ、妊婦、糖尿病患者、肥満、既往症のある人々などと同様、自宅待機を厳格に要請
5. 保健省は経済省や労働社会保障省と連携し、4月30日以降の段階的・地域的な経済・社会活動再開のための指針を定める
6. 選挙や国勢調査など人の移動を伴う調査活動の禁止
7. 全ての上記対策は、人権を厳格に尊重した上で行う

# 4月21日付保健省令の内容

1. 「不可欠な活動」以外の停止期限を4月末から5月末に延長
2. 新型コロナの感染事例がない、あるいは発生事例が僅かな市町村については5月18日から操業を再開
3. 保健省が感染症監視システムの必要な調整を行い、重症患者の特別な監視に加え、入院や特殊治療サービスの需要の把握を行えるように備える（RED IRAGの導入）
4. 32州（メキシコ市を含む）の政府の義務として、以下を定める
  - ① 重度呼吸機能障害患者への対応や関連医療インフラの使用・空き状況などに関する毎日の連邦保健省に対する報告を遅延なく行う
  - ② 連邦保健省の指針や新型コロナウイルスの感染状況に応じた適切な予防・管理措置の導入
  - ③ 感染の水準が異なる市町村間における人の移動を抑制するための効果的なメカニズムの構築と実行（連邦行政機関も協力）
  - ④ 上記対策の適切かつ適時の実施の保証と連邦保健省への定時報告
5. 州内の病院設備転換や拡張を行うのは州政府の義務と規定

## 2. 経済社会活動再開に向けた計画

# COVID-19感染件数の推移(1日当たり増加数)



- ◆ 1日当たり感染者数の増加は6月4日に過去最高の4,442人に達した。
- ◆ アクティブ患者増加数の最多は5月23日に過去最高の906人に達し、その後は減少傾向に見えたが、6月4日に再び過去最高の1,548人を記録。

# 経済活動再開に向けたステップ(5月14日付保健省令)

## ➤ 第1段階: 5月18日

新型コロナの感染が全くない市町村で、隣接する市町村にも感染が全くない市町村(5月13日早朝時点で15州の269市町村)については、経済・社会活動を再開させる。

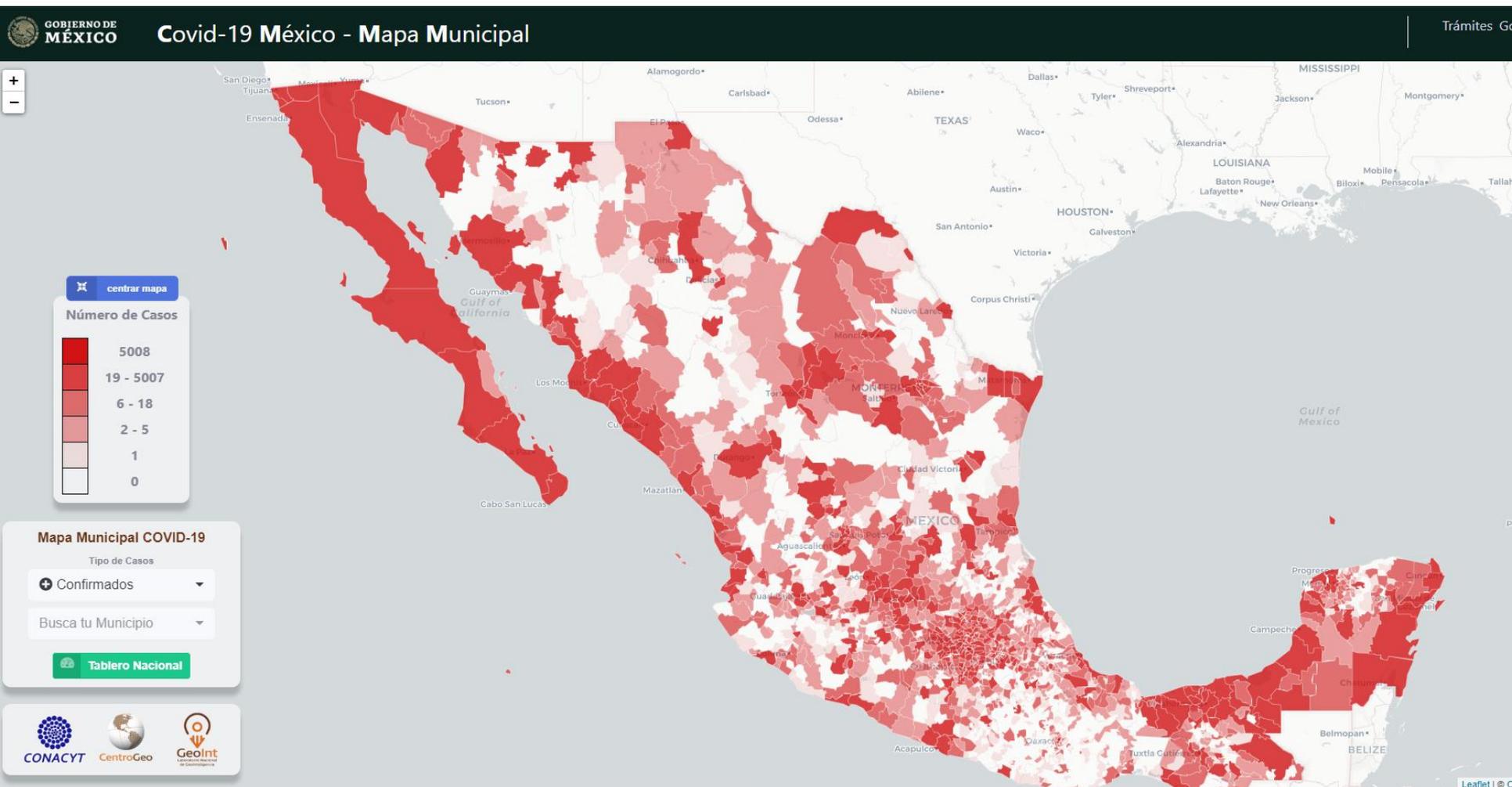
## ➤ 第2段階: 5月18～31日

保健省、経済省、労働社会保障省、社会保険庁(IMSS)が調整の上で策定し、公示する職場環境における安全衛生ガイドラインにしたがい、操業再開に向けた準備を行う。

## ➤ 第3段階: 6月1日以降

連邦保健省が各州の感染状況に応じた信号システムを定義し、同信号の色に応じた経済・社会活動が許可される。

# 「希望の市町村」



- ◆ 5月18日から経済・社会活動が再開できるのは、新型コロナウイルスの感染が全くない市町村で、隣接する市町村にも感染が全くない市町村(5月13日時点で15州の269市町村)。
- ◆ その後感染が確認された市町村も多く、また、州政府の判断で多くの市町村で活動再開が認められなかったこともあり、実質的に形骸化。

# 6月1日以降のCOVID-19警戒信号システム

新型コロナウイルス感染状況に応じた経済・社会活動警戒信号

活動・措置	青（緑）	黄	橙	赤
労働（経済）活動	全ての活動	全ての活動	不可欠な活動以外には制限を設ける	不可欠な活動のみ
公共スペースの利用 （公園、博物館・美術館など）	制限なし	屋外活動及び制限を設けた屋内活動	制限を設けた屋外活動、屋内は禁止	禁止
感染症に脆弱な人々（高齢者等）の扱い	一定程度の配慮	相応の配慮	厳格な配慮	禁止 （自宅待機）
学校（教育活動）	許可（開校）	禁止（閉鎖）	禁止（閉鎖）	禁止（閉鎖）

（出所）5月14日付官報公示保健省令及び5月13日付政府発表資料から作成

## <「不可欠な活動」とは（下線は後から追加された活動）>

医療・衛生関連、金融、徴税、燃料の流通と販売、ガソリン・ガス、飲料水、食品・非アルコール飲料産業、食品市場、スーパーマーケット、コンビニ・食料雑貨店・調理済み食品販売、人員・貨物輸送サービス、農業、漁業、牧畜、アグロインダストリー、化学産業、清掃用品製造、金物店、宅配サービス（eコマース含む）、守衛・ガードマン、託児所・保育施設、老人ホーム、暴力被害を受けた女性及びその子供のケア施設、通信・マスコミ、民間緊急保安サービス、葬儀・埋葬サービス、不可欠な素材の倉庫・保管サービス・コールドチェーン、ロジスティック（空港、港湾、鉄道）、一旦停止すると事業存続のために取り返しのつかない悪影響が及ぶ活動（鉄鋼、セメント、ガラス製造、ITサービス）、質屋、建設、鉱業、輸送機器（自動車・航空機等）製造に関連する活動。

# 6月1～7日の州別COVID-19警戒信号

COVID, México: 28 mayo 2020



- Riesgo máximo
- Riesgo alto
- Riesgo medio
- Riesgo bajo



✓ サカテカス州(オレンジ)以外は全て赤信号

# 州別信号システム導入状況

各州の信号システムの導入状況(6月4日19時時点)

州	規制内容	色の基準	州	規制内容	色の基準
Aguascalientes	自動車のみ独自規制	不明	Morelos	連邦の規制	連邦
Baja California	連邦の規制	連邦	Nayarit	独自規制(エッセンシャル以外)	不明
Baja California Sur	建設、鉱業のみ独自規制	連邦	Nuevo León	独自規制(エッセンシャル以外)	不明
Campeche	連邦の規制	連邦	Oaxaca	連邦の規制	連邦
Chiapas	連邦の規制	連邦	Puebla	独自規制	独自
Chihuahua	独自規制	独自	Querétaro	不明	不明
Coahuila	独自規制(エッセンシャル以外)	不明	Quintana Roo	独自規制(エッセンシャル以外)	独自
Colima	不明	不明	San Luis Potosí	連邦の規制	連邦
CDMX	独自規制(エッセンシャル以外)	独自(連携)	Sinaloa	独自規制(エッセンシャル以外)	不明
Durango	独自規制(エッセンシャル以外)	不明	Sonora	連邦の規制	連邦
Guanajuato	独自規制(エッセンシャル以外)	独自	Tabasco	連邦の規制	連邦
Guerrero	連邦の規制	連邦	Tamaulipas	連邦の規制	連邦
Hidalgo	連邦の規制	連邦	Tlaxcala	連邦の規制	連邦
Jalisco	独自規制(エッセンシャル以外)	独自	Veracruz	連邦の規制	連邦
EDOMEX	連邦の規制	連邦	Yucatán	独自規制(エッセンシャル以外)	独自(連携)
Michoacán	独自規制	独自	Zacatecas	連邦の規制	連邦

(出所)各州官報、報道等からジェトロ作成

◆ 全国32州の15州が独自の操業規制を導入、うち8州が独自の信号システムを運用。

# メキシコ市のCOVID-19警戒信号システム

メキシコ市首都圏における新型コロナウイルス感染状況に応じた経済・社会活動警戒信号と活動規制内容

活動・措置	赤	橙	黄	青(緑)
労働(経済)活動	不可欠な活動(ビール製造、自動車販売含む)のみ	就業日・時間の調整(4×10)、レストラン・ホテル(30%まで)、宗教行事(30%)、映画館・劇場(50%)、従業員30人未満の事業所、観客無しスポーツイベント	就業日・時間の調整(4×10)、レストラン・ホテル(60%)、宗教行事(60%)、映画館・劇場(60%)、中規模以上の企業のオフィス(段階的)、デパート(60%)	健全な距離、衛生措置を保った上で全ての活動(バー、スポーツジム、ナイトバー等夜間施設も再開)
行政	ビデオ会議を通じて司法・行政を再開	行政手続きデジタル化の拡大+再開している活動に関する窓口における手続き	デジタル化を保った上で庁舎の活動を再開、再開している活動に関する窓口における手続き	デジタル化を保った上で庁舎の活動を再開、再開している活動に関する窓口における手続き
学校(教育活動)	遠隔教育のみ	遠隔教育のみ	遠隔教育のみ	教育・衛生当局の承認を得て再開
公共スペースの利用 (公園、博物館・美術館など)	公園のみ収容人数30%まで許容	公園のみ収容人数30%まで許容、車両通行規制解除、自転車専用ロード拡張	公園と屋外施設のみ収容人数60%まで許容、自転車専用ロード拡張	衛生措置と健全な距離を保つ(利用制限はなし)
感染症に脆弱な人々(高齢者等)の扱い	外出禁止 (自宅待機)	外出禁止 (自宅待機)	必要な場合のみ外出、事業所や交通機関における優先待遇	衛生措置と健全な距離を保つ(外出制限はなし)

(出所) 5月20日付メキシコ市政府発表資料から作成

- ◆ メキシコ市の信号システムは、病床の利用率のデータを基に色が決まる。
- ◆ 当初、毎日信号の色を変更する予定だったが、連邦政府の信号との連携を図るため、州単位の変更とし、毎週金曜日に次週の色が発表されることとなった。

# グアナファト州のCOVID-19警戒信号システム

グアナファト州の新型コロナウイルス感染状況に応じた経済・社会活動警戒信号と活動規制

活動・措置	赤	橙	黄	青(緑)
第1グループ (サプライチェーン-バックアップ活動)				
履物 (産業・医療用)	30%	50%	75%	100%
衣類 (産業・医療用)	30%	50%	75%	100%
低リスクサービス (土業など)	75%	100%	100%	100%
卸売	75%	75%	100%	100%
企業向け支援サービス	30%	50%	75%	100%
レストラン・ホテル (宿泊)	30%	50%	75%	100%
小売	30%	50%	75%	100%
ショッピングセンター (注)	30%	50%	75%	100%
第2グループ				
野外の運動	禁止	健全な距離を保った上で可能		
野外公共スペース	禁止	健全な距離を保った上で可能		
屋内公共スペース	禁止	50%の収容人数	75%の収容人数	100%
教育向け行政サービス	禁止	健全な距離を保った上で可能		
スポーツ・社交クラブ	禁止	禁止	健全な距離を保った上で可能	
社交イベント	禁止	禁止	健全な距離を保った上で可能	
不動産・賃貸	禁止	禁止	健全な距離を保った上で可能	
感染症に脆弱な人々の扱い	外出禁止	外出禁止	健全な距離を保った上で外出可能	

(注) ショッピングセンターはバー、映画館、ファーストフードコーナー、共有エリア、ゲームセンターを除く。

(出所) 5月25日付グアナファト州政府発表資料から作成

- ◆ グアナファト州の信号は、新型コロナウイルスの新たな感染者数、死亡数の減少度合い、重度呼吸機能障害による人工呼吸器の利用率、病床の利用状況に基づき総合的に判断して決定される。なお、非エッセンシャル企業は[専用サイト](#)で登録・自己評価が必要。

# チワワ州のCOVID-19警戒信号システム

チワワ州の新型コロナウイルス感染状況に応じた経済・社会活動警戒信号と活動規制

活動	赤	橙	黄	青(緑)
旧エッセンシャル	100%	100%	100%	100%
新エッセンシャル(輸送機器、鉱業、建設)	30%	50%	80%	100%
非エッセンシャル工業	停止	30%	60%	100%
ホテル	15%	30%	60%	100%
レストラン	宅配のみ	50%	75%	100%
スパ・エステ・美容整形等	停止	50%	80%	100%
歯医者	緊急対応のみ	緊急対応のみ	50%	100%
イベントサロン・バー・ナイトバー・温泉・会議場	停止	停止	30%	100%
カジノ	停止	停止	停止	100%
野外・移動式商店	停止	30%	60%	100%
ショッピングセンター内商店	停止	停止	50%	100%
博物館・美術館・劇場・教会・映画館・カルチャーセンター	停止	停止	50%	100%
公園・広場・野外観光・野外スポーツ施設	停止	50%	80%	100%
感染症に脆弱な人々(高齢者等)の扱い	自宅待機	自宅待機	厳格な予防措置	予防措置
市民・業界団体	停止	30%	60%	100%
擁護施設・保護施設	来客禁止	来客禁止	50%	100%
学校・教育施設	停止	停止	停止	100%
エッセンシャル行政サービス	100%	100%	100%	100%
非エッセンシャル行政サービス	30%	50%	80%	100%

(出所) 5月30日付州官報公布チワワ州条例2020年083号から作成

◆ チワワ州は新エッセンシャルでも赤信号の場合は、操業人員の規制を受ける。

# ユカタン州のCOVID-19警戒信号システム

ユカタン州の新型コロナ感染状況に応じた経済活動警戒信号と活動規制（旧エッセンシャルを除く）

活動	フェーズ(Ola)0	フェーズ(Ola)1	フェーズ(Ola)2	フェーズ(Ola)3
新エッセンシャル（輸送機器、建設、鉱業）	1人/5m <sup>2</sup>	1人/5m <sup>2</sup>	1人/4m <sup>2</sup>	1人/3m <sup>2</sup>
企業オフィス、専門サービス	停止	1人/5m <sup>2</sup>	1人/4m <sup>2</sup>	1人/3m <sup>2</sup>
卸売	停止	1人/5m <sup>2</sup>	1人/4m <sup>2</sup>	1人/3m <sup>2</sup>
製造業（非エッセンシャル）	停止	1人/5m <sup>2</sup>	1人/4m <sup>2</sup>	1人/3m <sup>2</sup>
不動産・賃貸	停止	1人/5m <sup>2</sup>	1人/4m <sup>2</sup>	1人/3m <sup>2</sup>
ホテル	停止	1人/5m <sup>2</sup> ビジネス客のみで10%	1人/4m <sup>2</sup> ビジネス客のみで15%	1人/3m <sup>2</sup> 観光客含め25%
レストラン	停止	1人/5m <sup>2</sup> 予約客のみで25%	1人/4m <sup>2</sup> 予約客のみで50%	1人/3m <sup>2</sup> 予約客のみで75%
小売	停止	1人/5m <sup>2</sup> 150m <sup>2</sup> 以下の店舗は 窓口販売のみ	1人/4m <sup>2</sup> 150m <sup>3</sup> 以下の店舗は 窓口販売のみ	1人/3m <sup>2</sup> 150m <sup>4</sup> 以下の店舗でも 店舗内販売化
美容院、エステ等	停止	1人/5m <sup>2</sup> 予約客のみで25%	1人/4m <sup>2</sup> 予約客のみで50%	1人/3m <sup>2</sup> 予約客のみで75%
カルチャーサービス	停止	停止	停止	1人/3m <sup>2</sup> 40%の収容人員
社会活動	停止	停止	1人/4m <sup>2</sup> 5人未満の集会	1人/3m <sup>2</sup> 10人未満の集会
ソーシャルクラブ、スポーツクラブ	禁止	禁止	禁止	1人/3m <sup>2</sup> 野外で5人未満の活動

（出所）ユカタン州政府発表資料から作成

- ◆ ICU病床利用率、一般病床利用率、入院患者増加件数、感染増加傾向、感染確定率などを基にフェーズが停滞したり、進んだりする。
- ◆ エッセンシャル企業も含め操業再開を望む企業は州政府の[専用サイト](#)で登録が必要。

### 3. 経済活動再開に向けた衛生指針

# 連邦政府の経済活動再開に向けた特定技術指針 (5月29日付保健省令)

- ◆ 全ての事業所は、(1)経済活動の種類(エッセンシャルかどうか)、(2)所在地の感染症リスク水準(信号の色)、(3)事業所の規模、(4)事業所内の特徴、に応じた対策を採る(プロトコルの策定)。
- ◆ 企業規模に応じた職場の安全衛生対策チェックリストが用意されており、小規模零細企業が55項目、中規模企業が77項目、大企業が87項目となっている。また、優先的に対策を採るべき項目がそれぞれ15項目指定されている。
- ◆ 「不可欠な活動」(指針の表2に一覧がある)については、専用サイトで企業データを入力するとともに、画面上でチェックリストの自己評価をして送信する。ただし、建設、鉱業、輸送機器製造に関連する活動で、5月18日以降に既に同サイトで自己評価をし、社会保険庁(IMSS)の承認を得ている企業については、新たな自己評価の提出は不要。「不可欠な活動」以外の企業は、自己評価の提出は任意。
- ◆ 6月1日以降はIMSSから承認通知が届くのを待つ必要はなく、自己評価後に即時自動承認される。

# メキシコ市の経済活動再開に向けた指針(5月29日付条例)

- ◆ 全ての事業所は、業種毎の衛生措置の他、以下の対策を採る。
  1. 一般的にテレワークを推奨し、COVID-19に脆弱な人はテレワークを義務とする
  2. 水と石鹼による手洗い、あるいはアルコール70%のジェルの使用を徹底する
  3. 従業員・顧客との間に少なくとも1.5メートルの健全な距離を確保する
  4. 人の流れを示し、距離を確保するための表示を事業所内に施す
  5. 入口に次亜塩素酸ナトリウム0.5%の溶液をしみこませた除菌マットを設置する
  6. 職場の道具の除菌を徹底し、除菌しない状態で従業員間で共有しない
  7. 事業所の清掃と除菌を頻繁に行う
  8. 清掃や衛生の実践について表示、情報共有、研修を行う
  9. 職場の清掃と除菌のための素材を供給(調達)する
  10. 従業員の体温を毎日測定し、熱が高い従業員には自宅待機を命じ、電話やSMS、インターネットを通じて当局へ通知する
  11. 事業所で受け取る資材・物品・商品を除菌する
- ◆ 市官報や[専用サイト](#)で公表される産業・活動別の衛生指針に従い、職場の安全衛生対策を実施した上で、同専用サイトに6月16日以降に開設されるプラットフォームを通じて、事業所のデータなどを入力し送信する。
- ◆ プラットフォーム上で職場の安全衛生対策を全て実施したことを自己承認し、事業所の対策実施に関する「誓約書(Carta-Compromiso)」を出力する。
- ◆ 事業所の責任者は誓約書を職場の見える場所に掲示する。

# ハリスコ州の経済活動再開指針(5/17, 5/31付条例)

- ◆ フェーズ0とフェーズ1～3に分け、フェーズ0が準備期間、フェーズ1が操業再開段階と規定。当初フェーズ1は5月末を予定していたが、6月14日まで延長。
- ◆ フェーズ0では、[専用サイト](#)に掲載された操業再開に向けた衛生プロトコルを職場に導入し、研修、職場環境対策、就業規則変更などを行った上で、SIRAと呼ばれる[登録サイト](#)で企業情報登録を行い、衛生チェックリストの実行状況確認、衛生安全に関する確約書への署名、確約書のアップロードを経て州政府の操業再開承認が得られる。承認されたことを示すシールを事業所に貼ることで操業が認められる。
- ◆ フェーズ0では、エッセンシャルな活動に加え、上記プロセスで州政府の承認を得た非エッセンシャル企業が6月1日から操業することができる。
- ◆ ハリスコ州政府は、[NOM-019-STPS](#)(職場の安全衛生委員会の設置)、[NOM-030-STPS](#)(職場の安全衛生予防措置)、[NOM-017-STPS](#)(職場における個人保護器具)、[NOM-001-STPS](#)(職場の建物・設備等に関する安全状況)への対応も含め、17項目の対策をフェーズ0の間に実施することを求めており、フェーズ1に移行した後は、13の対策を導入しつつ操業を開始することを求めている([5月17日付ハリスコ州条例DIELAG ACU 031/2020](#))。

# ヌエボレオン州の経済活動再開計画(5月31日付条例)

- ◆ 危機的段階の終結後、フェーズ1~3を経て新たな常態に至るとし、危機的段階の終結に2週間、フェーズ1~3にそれぞれ2~4週間かかるとしている。
- ◆ 原則として6月30日まで非エッセンシャルの活動を禁止。
- ◆ 6月第2週に非エッセンシャル業種の事業所のうち、衛生プロトコルを順守しつつ活動を再開する事業所を増やしていくことを検討。
- ◆ エッセンシャルな事業所や州政府が操業再開を認めた非エッセンシャルな事業所においては、以下の対策を実施する。
  - ① 20人を超える会合の禁止、職場での1.5メートルの間隔確保
  - ② 手洗いの励行
  - ③ 呼吸器衛生(咳エチケット)の実施
  - ④ キスや握手、抱擁による挨拶をしない
  - ⑤ 入口や出口における衛生フィルター(体温測定、問診、除菌マット)
  - ⑥ 輸送手段の清掃と除菌の徹底
- ◆ 他州の住民や外国人も含め、ヌエボレオン州の公共の場や交通機関におけるマスク着用は義務。

# アグアスカリエンテスの自動車産業向け操業再開指針

- ◆ アグアスカリエンテスは連邦政府の指針に加え、州政府の指針にも従い、州政府保健局の査察を受けて承認を得ないと操業再開できない。操業再開に向けては、以下のプロセスを踏む。
  1. 州政府経済開発局 (SEDEC) に必要なデータを伝え、ISSEAによる査察のアポを取得する。必要なデータは、企業名・事業所名、従業員数、操業再開時の従業員数、住所、査察受入れ担当者名と携帯電話番号。
  2. 連邦政府の確認項目に加え、[州の確認項目も加えたチェックリスト](#)にチェックを入れ、優先行動計画を策定した上で、ディアス氏にメール送信 (ISSEAとのアポ日時確定後で構わない)。
  3. ISSEAの当日の査察は[COVID-19衛生リスク保護プロトコル](#)とチェックリストを基に行われる。
  4. 査察を円滑に進めるため、SEDECが推奨する書類を用意しておく。
  5. ISSEAとのアポ日時確定後、査察要請書をSEDECに送信。
  6. 査察実施の約4日後に、SEDECがISSEA発行の操業開始承認文書を交付する。

# プエブラ州の経済活動再開計画

- ◆ 州内を6の地域(北部、北東部、中東部、中央部、南東部、南西部)に分け、地域に応じた経済活動の再開を計画。
- ◆ 原則として6月14日までは全ての地域で再警戒レベル(赤信号)とし、新エッセンシャル業種(輸送機器関連、鉱業、建設)も原則操業禁止。
- ◆ ただし、連邦政府の安全衛生指針、IMSSの承認に加え、プエブラ州の専用サイトで自己評価を行い、州政府の承認を得た企業については、段階的にシフトをずらすなど操業人数を制限した上で操業が許可される。
- ◆ 15日以降、赤信号の下でも操業できる活動と制限内容は以下のとおり。
  - ✓ 自動車産業:30%の操業水準、アドミ部門はテレワーク
  - ✓ 建設産業:段階的にシフトを調整して操業、アドミ部門はテレワーク
  - ✓ 鉱業:段階的にシフトを調整して操業、アドミ部門はテレワーク
  - ✓ レストラン・カフェ:屋外席のみ、30%の収容人数まで
  - ✓ ホテル:30%の収容人員まで、プール等共有スペース利用禁止
  - ✓ 軽食堂・タコス屋・トルタ屋:30%の収容人員まで
  - ✓ ビジネス支援・経営関連サービス:テレワークのみ
  - ✓ 青空市場:30%の来客数に絞り、2メートルの間隔を空ける。

## 4. 衛生プロトコルの策定と承認プロセス

# 操業開始までのステップ

## 1. COVID-19感染防止に向けた作業計画の策定

- ◆ 自宅待機労働者の特定
- ◆ 感染しやすい(他者との接触が多い)労働者に向けた対策
- ◆ 性差別の抑制
- ◆ 倫理規範(感染者や家族に対する差別をしない)
- ◆ 職場環境対策の実施(配置変更、表示、デジタル管理、個人保護器具)
- ◆ 清掃・除菌計画の策定
- ◆ 研修計画の策定(通勤、職場、家庭の対策について)
- ◆ 組織再編・制度変更(社内規則変更、シフト調整、テレワークの推進など)
- ◆ COVID-19感染予防策や感染(疑義)者の扱いに関するプロトコル作成  
(入退者時の対応検査・問診、感染疑義・確定者に対する扱い、社内外の接触者についての調査など)
- ◆ 労働者の良好な健康を維持するためのプロトコル作成(健康促進策、体調不良、メンタル不調者に対するケアなど)
- ◆ 計画実行後の監視・評価・管理

# 作業開始までのステップ

## 2. 職場環境対策や就業管理対策の実行

職場における健全な距離確保

- 可能な労働者は自宅待機
- 労働者の接触を最低限にする
- 労働者間に健全な距離を空ける

ソーシャルディスタンス

職場環境の管理

- 労働者の間に間仕切りを設ける
- 適切な換気と除菌
- 仕事のデジタル管理、立ち位置等の表示

職場環境の  
管理

経営管理体制の変更

- 最低限の人員体制を維持するための責任の再配置
- 就業時間をずらして密集を避ける

経営管理  
体制の変更

個人保護器具 (Equipo de Protección Personal: EPP)

- 以下の要因を考慮してEPPを労働者に提供。
  - ✓ 労働者間の接触の濃度
  - ✓ 接触の回数

EPP

個人保護器具  
(EPP)の用意

# 衛生プロトコルのひな形

◆ 連邦政府の専用ウェブサイト (<http://nuevanormalidad.gob.mx/>) で企業規模に応じたプロトコルの雛形 (Wordファイル) をダウンロード可能。プロトコルには以下を盛り込むことが推奨されている。

1. 事業所のカテゴライズ (業種の特定 / 所在地の感染リスク / 企業規模 / 社内の特徴: 脆弱な層の存在、事業所内のエリア・部署の構成など)
2. 職場の健康促進・安全衛生に関する一般的戦略
3. 監視・監督体制
4. COVID-19感染で重症化しやすい労働者の保護対策
5. 職場の安全衛生に関する具体的措置
  - ① 計画・監視 (Planeación y Vigilancia)
  - ② 職場環境対策 (Medida de Ingeniería o estructurales)
  - ③ 就業管理対策・組織 (Medidas Administrativas u Organizaciones)
  - ④ 個人保護器具 (Equipo de Protección Personal)
  - ⑤ 情報・研修 (Información y Capacitación)
  - ⑥ 健康促進 (Promoción de la Salud)
  - ⑦ 経営管理体制 (Sistema de Gestión) ※大企業のみ

# 計画・監視のチェック項目

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
計画・監視（Planeación y Vigilancia）				
1	COVID-19に関連した新常态（ニューノーマル）に向けた対策を導入し、フォローし、監視するための委員会を設立、あるいは責任者を指定し、同委員会・責任者が以下の活動を行う。	✓	✓	✓
1.1	導入する対策を特定するために事業所の分類を行う。	✓	✓	✓
1.2	一般的な管理戦略が正しく導入されているかを確認する。	✓	✓	✓
1.3	連邦当局の指示を常にフォローし、必要に応じて労働者に新たな対策の導入を通知する。	✓	✓	✓
1.4	COVID-19で重症化しやすい労働者を特定し、必要な保護策を導入する。	✓	✓	✓
1.5	企業、あるいは事業所で全ての対策が正しく導入されているか確認する。	✓	✓	✓

（注）零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

（出所）Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades*（2020年5月29日付官報公示）

# 職場環境対策のチェック項目

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
職場環境対策（Medida de Ingeniería o estructurales）その1				
事業所の出入口の対策				
2	事業所の入口と出口が別になっている。もしくは間仕切りで分断されている。	✓	✓	✓
3	事業所の入口に除菌マット等がある、または使い捨て靴カバーの用意がある。	✓	✓	✓
4	除菌マット及び代替物は次亜塩素酸ナトリウム濃度0.5%の溶液が用いられている。		✓	✓
5	除菌マットの除菌液の補充は随時行われているか、布が清潔な状態に交換されている。		✓	✓
6	入口にアルコール60%除菌液、あるいは同ジェルが備え付けられている。	✓	✓	✓
7	入口に非接触体温測定センサー等が備えられている。		✓	✓
8	対応37.5℃以上の労働者がいた場合の一時待機場所がある。		✓	✓
共有エリア対策（食堂、更衣室、会議室、待合室、応接室等）				
9	入口に手洗い場があり、石鹸と使い捨てタオルがある。もしくは除菌ジェル等がある。	✓	✓	✓
10	更衣室に立ち位置を示すマーカーが記してある(前後左右に最低1.5メートルを確保)。		✓	✓
11	食堂のテーブルに隣や前の人との仕切りがある、前後左右に最低1.5メートルがある。		✓	✓
12	換気システムが正常に機能しているか、フィルター交換はされている。		✓	✓
13	会議室や待合室などに立ち位置、座り位置などの表示があり、最低1.5メートルの間隔がある。		✓	✓
14	これら共有スペースで自然換気が利用できる。	✓	✓	✓

(注) 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

(出所) Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades* (2020年5月29日付官報公示)

# 職場環境対策のチェック項目

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
職場環境対策（Medida de Ingeniería o estructurales）その2				
オフィス・事務エリア対策				
15	2人以上の労働者が密集するような場所では前方と左右に間仕切りがある。	✓	✓	✓
16	働く場所を示す印が床にあり、前後左右に1.5メートルの間隔がある。	✓	✓	✓
17	換気システム（ある場合）が正常に機能している、フィルター交換はされている。		✓	✓
18	労働者は職場でアルコールスプレーあるいは除菌ジェルが使える。	✓	✓	✓
19	可能な場所では自然換気が使えるようになっている。	✓	✓	✓
生産プロセスの対策				
20	前方・左右に洗浄可能な間仕切りがある、それが無理な場合、前後左右に1.5mの間隔がある。	✓	✓	✓
21	仕事場で除菌ジェル等が使える、仕事上それが無理な場合は出入口にジェル等がある。	✓	✓	✓
22	換気システム（ある場合）が正常に機能している、フィルター交換はされている。		✓	✓
23	可能な場所では自然換気が使えるようになっている。	✓	✓	✓
トイレの対策				
24	トイレでは適切な方法で手が洗える（水、石鹸が十分なかたちで使える）。	✓	✓	✓
25	使い捨てペーパータオルが備え付けてある。	✓	✓	✓
26	自然換気が使える。	✓	✓	✓

（注）零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

（出所）Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades*（2020年5月29日付官報公示）

# 就業管理対策のチェック項目

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
就業管理対策・組織（Medidas Administrativas u Organizaciones）その1				
事業所の出入口の対策				
27	職場への出入りに関する衛生プロトコル（入社・退社の際の体温測定を含む）を作っている。退社の際に出口で体温測定ができない場合、仕事を去る前に体温測定している。	✓	✓	✓
28	来客、サプライヤー、契約業者の出入りに関する衛生管理、健全な距離確保、社内滞在中のマスク着用の義務などの措置が適用されている。	✓	✓	✓
その他全ての職場				
29	健康状態が良くない人、高齢者、妊婦、授乳期の女性などにテレワークを実施させているか。	✓	✓	✓
30	在宅勤務ができない場合、入社時間の調整、シフト時間調整、フレックスタイムなど特定時間に特定場所の集中を防ぐ対策を講じている。		✓	✓
31	会議は極力電話やビデオ会議とし、対面会議が必要な場合は健全な距離を確保したうえで、会議室・備品の消毒を開催前後に徹底している。	✓	✓	✓
32	食堂・カフェテリア従業員の頭髪の調整（帽子着用など）及びマスク着用が徹底されている。		✓	✓
33	食堂や更衣室などに間仕切りがない場合、使用時間をずらすことで密集を回避している。		✓	✓
34	社会的なイベント開催を制限している。	✓	✓	✓
35	職場や共有物品の掃除や除菌についてのプロトコルがある。	✓	✓	✓
36	労働者が健全な距離確保の指針を順守しているかを監視・検証するメカニズムがある。	✓	✓	✓
37	ハンドソープに石鹼と水以外の化学物質が混ざっていないことを監視・確認しているか。	✓	✓	✓

（注）零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

（出所）Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades*（2020年5月29日付官報公示）

# 就業管理対策のチェック項目

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
就業管理対策・組織（Medidas Administrativas u Organizaciones）その2				
38	次亜塩素酸ナトリウム溶液は毎日用意し、他のいかなる化学物質もまぜていない。濃度試験紙がある場合は作成した溶液を保存しておいても良いが、常に10%以上の濃度で保存しておくこと。	✓	✓	✓
39	アルコール60%除菌ジェルはシフトの労働者に十分な量が確保されている。	✓	✓	✓
40	使い捨てペーパータオルは常に使えるようになっている。	✓	✓	✓
41	使用済みのマスクを捨てられるように十分な数のごみ箱を設定している。	✓	✓	✓
42	くしゃみや咳の際のエチケットなどの良好な呼吸器衛生を推進している。	✓	✓	✓
43	労働者に周りに健全な距離が確保できる通勤手段を推奨し、マスク及びゴーグル・フェイスガードの着用を推奨している。	✓	✓	✓
44	自社の通勤バスの場合、労働者の接触を最低限にする措置や労働者乗車前の車両清掃と除菌、乗車時の体温測定と高体温労働者の乗車拒否とその後のフォロー、除菌ジェル提供、乗車中のマスク等の着用義務付けをしている。		✓	✓
45	新型コロナに感染した労働者や家族に感染者が出た労働者を差別しない倫理規範がある。		✓	✓
46	出張の制限についての指針、出張が不可欠な場合の予防措置(事前、出張中、事後)がある。		✓	✓
47	宝飾品、ネクタイの着用はウイルスや細菌の温床になりやすいことを伝えている。	✓	✓	✓
48	労働者間で携帯電話、食器、個人保護器具、文房具などを共有しないという指針がある。	✓	✓	✓
49	職場の同僚との間で1.5m以上の距離を空ける、それができない場合はマスク及び安全眼鏡・フェイスガードなどを着用するという指針がある。	✓	✓	✓
50	手紙、電子媒体、印刷物などにより、手洗いの励行、呼吸器衛生、健全な距離などについての周知徹底がされている。		✓	✓

(注) 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

(出所) Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades* (2020年5月29日付官報公示)

# 個人保護器具

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
<b>個人保護器具（Equipo de Protección Personal）</b>				
51	労働者の就業中の汚染物質との接触リスクに応じて個人保護器具を提供している。	✓	✓	✓
52	職場環境で汚染化学物質に晒されていない間は、労働者にマスクを提供するか、1.5m以上の距離の確保をさせている。	✓	✓	✓
53	1.5mの間隔が確保できない職場では、全ての労働者にマスクとゴーグル、あるいはフェイスガードの着用をさせているか。	✓	✓	✓
54	来客との接触がある労働者には、マスクとゴーグル、あるいはマスクとフェイスガードの着用をさせている（来客との間に間仕切りがあり、1.5メートルの距離が確保されていればゴーグルとフェイスガードは不要）。	✓	✓	✓
55	安全ゴーグルやフェイスガードは十分な視野があり、可能であれば上部と側部が覆われており、くもり止めがしてある。		✓	✓
56	個人保護器具の着脱のために全ての労働者が水と石鹸、使い捨てペーパータオル、除菌ジェル等を使うことができる。	✓	✓	✓

（注） 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

（出所） Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades*（2020年5月29日付官報公示）

# 情報・研修

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
<b>情報・研修（Información y Capacitación）</b>				
57	病気欠勤手続の簡素化と同欠勤を理由とする減給の免除を通じて、症状が現れた労働者が不安なく退勤できるようにする。	✓	✓	✓
58	操業再開に向けた戦略や新常态（ニューノーマル）について、またそれが職場にどのような影響を与えるかについて情報提供をする。	✓	✓	✓
59	COVID-19予防・感染拡大防止策について管理職に対する研修プログラムがある（CLIMSSの教材： <a href="https://climss.imss.gob.mx/">https://climss.imss.gob.mx/</a> が使用可能）。	✓	✓	✓
60	同僚が欠勤した際に普段とは異なる仕事を引き受け、実行するための研修を行っているか、また以下リンクにあるツール・ガイド・アドバイスを最大限活用してテレワークを行う研修をしているか。 <a href="https://juntosporeltrabajo.stps.gob.mx">https://juntosporeltrabajo.stps.gob.mx</a>	✓		
61	健康習慣、ライフスタイル、家族、COVID-19重症化回避のための生活習慣病コントロール、手洗い、呼吸器衛生、清潔な服装、健全な距離などの研修・情報普及プログラムがある。		✓	✓
62	技術的に可能であれば、これらの研修を遠隔方式で行う。		✓	✓
63	対面で研修を行う場合は健全な距離を保ち、入口で除菌ジェルを使用し、研修中のマスク着用の徹底がなされている。	✓	✓	✓
64	本指針の主導的原則、特にCOVID-19感染者や家族に感染者がいる（いた）人を差別しないという考え方を労働者の間に広めている。	✓	✓	✓

（注）零細・小規模は従業員数が30人以下（商業）/ 50人以下（サービス業・工業）、中規模企業は31～100人（商）/ 51～100人（サ）/ 51～250人（工）、大企業は101人以上（商・サ）/ 251人以上（工）の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

（出所）Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades*（2020年5月29日付官報公示）

# 健康促進

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
健康促進（Promoción de la Salud）				
65	COVID-19のケアに関し、感染が疑わしい労働者や感染が確定した労働者、接触者の扱い、回復後の職場復帰、感染予防促進、重症化する可能性がある労働者のケアと健康状態のフォローなどを含む身体面、精神面の健康促進プログラムがある。	✓	✓	✓
66	職場やコミュニティにおいてCOVID-19の症状や接触者を特定できる手段がある。	✓	✓	✓
67	COVID-19で重症化しやすい労働者の特定を可能にするツールがある(以下リンクのツールを活用可能, <a href="http://www.imss.gob.mx/covid-19/calculadora-complicaciones">http://www.imss.gob.mx/covid-19/calculadora-complicaciones</a> )	✓	✓	✓
68	COVID-19のケアに関し、従業員に対する身体面・精神面の健康促進プログラムの実施を監督し、評価する計画がある。		✓	✓
69	メンタル不調の労働者を特定し、社内の診療・心理相談サービスを提供しているか。または近隣の診療所の診察を受けさせている。		✓	✓
70	パワハラや精神的負荷、構造的環境など心理社会的リスク要因を特定する指針がある。	✓	✓	✓
71	労働者に社外で医師の診察を受けることに便宜を図っている。	✓		
72	健康上の問題の予防・ケア・管理のための定期的な健康診断を実施している、あるいは労働者に社外で医師の診察を受けることに便宜を図っている。		✓	✓
73	労働者にCOVID-19の症状が現れた場合の対応や、感染が疑わしい労働者、感染が確定した労働者、接触者などの扱い、職場復帰に関するガイドラインを設定している。	✓	✓	✓
74	咳エチケットなど良好な呼吸器衛生に関する促進活動や情報普及を行っている。		✓	✓

(注) 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31~100人(商) / 51~100人(サ) / 51~250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

(出所) Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades* (2020年5月29日付官報公示)

# 経営管理体制

## 職場環境における安全衛生対策（企業規模別）

No.	チェック項目	対象		
		零細・小	中規模	大企業
<b>経営管理体制（Sistema de Gestión）</b>				
75	経営管理体制の中で衛生危機を、SWOT分析、あるいはその他の分析ツールの中で脅威として認識している。			✓
76	経営管理体制の中に衛生危機に関するリスクの特定と評価が含まれている。			✓
77	責任者、物的資源、財務的資源の割り当てを伴う衛生危機への対応を構造的に行うプロセスがある。			✓
78	事業継続計画（BCP）がある場合、その中で衛生危機への対処が考慮されている。			✓
79	職場のリスクマップの中で生物学的リスクを伴う場所、職種、活動が認識されている。			✓
80	職場の安全・健康診断において、その特性や濃度、水準、露出時間、作用から、職場環境を変容させ、労働者の健康を損なう可能性がある生物学的因子とその発生源についての診断がある。			✓
81	衛生危機に対処する職場の安全健康促進プログラム、あるいは衛生危機の予防・是正のための対策リストがある。			✓
82	特定防災計画(Programa Especifico de Protección Civil)の中に衛生危機対策が含まれている。			✓
83	衛生危機の対処を支援する相互扶助グループに加入している。			✓
84	衛生危機の際のコンタクト先も含む、緊急電話番号リストがある。			✓

(注) 零細・小規模は従業員数が30人以下(商業) / 50人以下(サービス業・工業)、中規模企業は31～100人(商) / 51～100人(サ) / 51～250人(工)、大企業は101人以上(商・サ) / 251人以上(工)の企業。黄色い網掛けは最優先対策項目。

(出所) Secretaría de Salud, *Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades* (2020年5月29日付官報公示)

# 連邦政府のニューノーマル専用サイト

GOBIERNO DE MEXICO Trámites Gobierno

Registro para la autoevaluación del Protocolo de Seguridad Sanitaria de las Empresas [<トップ画面>](#)

Atento aviso Documentos Datos de la empresa 企業データ入力タブ

参考文書タブ

Lineamientos técnicos de seguridad sanitaria

Lineamientos técnicos de seguridad sanitaria en el entorno laboral

¿Tienes dudas en el proceso de registro en la plataforma?  
no dudes en llamarnos al teléfono 800 953 0129, con gusto te atenderemos.

Estimado empresario, agradecemos su disposición para participar responsablemente en la aplicación de las medidas de seguridad sanitaria, que ahora se han dictado en la estrategia para la reapertura de las actividades económicas, a que se refiere el Acuerdo de la Secretaría de Salud publicado en el Diario Oficial de la Federación el día 29 de mayo de 2020.

La estrategia, establece que la reapertura de las actividades deberá realizarse de una manera gradual, ordenada y cauta; y que para su preparación, deberán seguirse protocolos sanitarios. Por ello, el Gobierno de México pone a disposición los "[Lineamientos técnicos específicos para la reapertura de las actividades económicas](#)" con el fin de lograr una reapertura ordenada, gradual y cauta de las actividades laborales.

El éxito del regreso a la nueva normalidad es responsabilidad de todos. Los protocolos, son documentos que entrañan un compromiso de buena fe, por lo que la información que nos brinde, bajo protesta de decir verdad, deberá corresponder a las condiciones reales de su centro de trabajo.

5月29日付指針 ユーザーマニュアル Q&A集

Lineamientos técnicos Manual de Usuario Preguntas frecuentes

# 連邦政府のニューノーマル専用サイト

GOBIERNO DE MÉXICO Trámites Gobierno

Registro para la autoevaluación del Protocolo de Seguridad Sanitaria de las Empresas

Atento aviso Documentos Datos de la empresa <参考文書掲載>

Guías para elaborar el protocolo de seguridad sanitaria en caso de ser denegado		Enlace
PSS - Micro y Pequeñas Empresas	企業規模別の衛生 プロトコルひな形が ダウンロード可能	<a href="#">Descargar</a>
PSS - Medianas Empresas		<a href="#">Descargar</a>
PSS - Grandes Empresas		<a href="#">Descargar</a>

Fichas de apoyo para el Protocolo de Seguridad Sanitaria		Enlace
Medidas de Prevención de Contagio en la Empresa	各種参考資料が ダウンロード可能	<a href="#">Descargar</a>
Promoción de la salud		<a href="#">Descargar</a>
PSS Control Ingreso Egreso		<a href="#">Descargar</a>
Sana distancia		<a href="#">Descargar</a>
Uso del Equipo de Protección Personal		<a href="#">Descargar</a>

Fichas de prevención de COVID-19 en la actividad laboral		Enlace
Aeroespacial	19業種の衛生措置についての 参考資料がダウンロード可能	<a href="#">Descargar</a>
Carnicería		<a href="#">Descargar</a>
Cine		<a href="#">Descargar</a>

# 連邦政府のニューノーマル専用サイト

## Registro

### <企業データ入力画面>



GOBIERNO DE  
MÉXICO

Registro para la autoevaluación del  
Protocolo de Seguridad Sanitaria de las Empresas



Atento aviso



Documentos



Datos de la empresa



Datos generales de la empresa

IMSS雇用主登録番号: これを入力すると企業名やRFC、業種が自動入力される

Registro Patronal\*

Razon Social\*

RFC\*

Sector \*

Patron Primario

Proveedor

商社など業種は「非エッセンシャル」だがエッセンシャルのサプライヤーの場合、ここをクリックすると、下に顧客の業種と商売の何%がエッセンシャル向けかを入力できる。

Sector esencial del cual eres proveedor:

--Seleccionar--



Porcentaje de participación en el sector:

0



Dirección

# 連邦政府のニューノーマル専用サイト



<チェックシート自己評価画面>

Registro para la autoevaluación del  
Protocolo de Seguridad Sanitaria de las Empresas



## Estatus



Aprobado



Atento aviso



Documentos



Datos de la empresa



Encuesta



Evaluación

Medidas de ingeniería o estructurales

Medidas administrativas u organizacionales

Equipo de protección personal

Capacitación

Promoción a la Salud

### En áreas de entrada y salida al centro de trabajo

Id	Pregunta	Controles de Riesgo
1	El centro de trabajo cuenta con entradas y salidas exclusivas del personal, en caso de que se cuente con un solo acceso este se divide por barreras físicas a fin de contar con espacios específicos para el ingreso y salida del personal.	<input checked="" type="radio"/> Si <input type="radio"/> No
2	Cuenta en los accesos al centro de trabajo con jergas saturadas con hipoclorito de sodio al 0.5% para la limpieza de las suelas de los zapatos.	<input checked="" type="radio"/> Si <input type="radio"/> No

# 連邦政府のニューノーマル専用サイト



Aprobado

< 結果判定画面 >



Atento aviso



Documentos



Datos de la empresa



Encuesta



Evaluación

## Notificación



**Felicidades por haber concluido exitosamente el proceso de evaluación del protocolo de seguridad sanitaria en el entorno laboral, lo cual demuestra su compromiso por promover y mantener la salud de sus trabajadores.**

Estamos seguros de que con el compromiso de todos los sectores de la sociedad podremos reanudar las actividades laborales de una forma segura y saludable.

En esta página puedes descargar el resultado de tu evaluación.

**Si te cuidas tú, nos cuidamos todos.**

[resultadoevaluacion.pdf](#)

## 5. 事業所査察の概要と留意点

# 事業所査察の概要

- ◆ 新型コロナ関連の事業所査察の大半が、連邦労働社会保障省(STPS)によるもの。これは、事業所における危険やリスクをSTPSが認識した際、あるいは労働法規違反が疑われる事態についての苦情や告発などを基に実施を決定する「臨時査察」である。
- ◆ 査察官は、エッセンシャルな事業所かどうかの判断に加え、保健省の指針を守っているかどうか、IMSSに提出した自己評価のとおりに対策が採られているか、60歳以上の高齢者などがいないかどうかを現場で確認する。また、労働安全に関するメキシコ公式規格(NOM)の履行状況なども確認される。

Resultados	al día 07 de Mayo		
Exhortos al cese de actividades no esenciales y atención de quejas en la materia	Avance	% de Inspecciones por tipo de inspección	% de avance con respecto a la meta programada
Por iniciativa STPS	2,365	80%	146.89%
Derivado de quejas ciudadanas	595	20%	132.22%
<b>Total</b>	<b>2,960</b>	<b>100%</b>	<b>143.69%</b>
Desglose de cifras	Centros de Trabajo	% de Inspecciones por resultado de la inspección	
Manifestó tener actividad esencial	764	25.81%	
Empresas con duda para ser consideradas como esenciales	0	0.00%	
Se encuentra cerrado	1,260	42.57%	
Se exhortó al cierre y accedió	587	19.83%	
Se exhortó al cierre y no accedió	349 *	11.79%	
<b>Total</b>	<b>2,960</b>	<b>100%</b>	

(出所)5月4日付メキシコ自動車部品工業会(INA)ウェビナーにおけるSTPS講演資料

# 事業所査察で査察官に実際に確認された内容

＜STPSによるメキシコ州の自動車部品企業への査察で求められた主要点＞

1. 操業再開に向けたIMSS発行の承認文書の提示
2. 衛生指針を守っていることを確認できる文書(入退勤管理簿、写真による記録など)
3. 同事業所は操業準備期間としての操業だったため、フル操業していないことの確認
4. 職場環境対策(Medida de Ingeniería)が実際に適用されているかどうかの現場視察(労働組合に所属する労働者の同行が求められる)。確認例: 換気システム、間仕切り、健全な距離確保のための表示、アルコールジェルが十分な数あるか、COVID-19に関する情報を普及する表示、個人保護器具(EPP)の適切な利用。
5. 職場労働者との直接面談(予防策に対する知識の確認、健康・メンタルケアの実施がなされているかなど。質問例: 60歳以上や妊婦は働いていない? 換気システムはきちんと動いていますか? 清掃除菌のプロトコルの内容を理解していますか? 個人保護器具は提供されていますか? 工場内でCOVID-19の感染者が出たことありますか?)
6. 最後にSTPSによる安全衛生状況に関する査察を受けた際の確認文書
7. NOM-030-STPS(職場における安全衛生予防措置)の適用
8. 事業継続計画
9. 事業所所在地の感染信号の色に応じて従業員の数进行调整することが指摘された

※査察官によると、事業所閉鎖に追い込まれるクリティカルな要素は、50人超が集まる会合、高齢者や妊婦などの存在、間仕切りやEPPもなく、健全な距離の確保がないこと

# 衛生プロトコルを順守する法的根拠

## 1. 連邦労働法 (Ley Federal del Trabajo) 第132条XVI

Artículo 132.- Son obligaciones de los patrones:

XVI. Instalar y operar las fábricas, talleres, oficinas, locales y demás lugares en que **deban ejecutarse las labores, de acuerdo con** las disposiciones establecidas en el reglamento y **las normas oficiales mexicanas en materia de seguridad, salud** y medio ambiente de trabajo, **a efecto de prevenir accidentes y enfermedades laborales**. Asimismo, **deberán adoptar las medidas preventivas y correctivas que determine la autoridad laboral**;

## 2. NOM-019-STPS-2011 (Constitución, integración, organización y funcionamiento de las **comisiones de seguridad e higiene**)

## 3. NOM-030-STPS-2009, **Servicios preventivos de seguridad y salud** en el trabajo Funciones y actividades

7. **Programa de seguridad y salud en el trabajo o relación de acciones preventivas y correctivas de seguridad y salud en el trabajo**

7.1 El programa de seguridad y salud en el trabajo, deberá contener al menos:

c) **Las acciones para la atención de emergencias y contingencias sanitarias que recomienden o dicten las autoridades competentes**;

## 4. 保健一般法 (Ley General de Salud) 第147条

Artículo 147.- En los lugares del territorio nacional en que **cualquier enfermedad transmisible adquiera características epidémicas graves**, a juicio de la Secretaría de Salud, así como en los lugares colindantes expuestos a la propagación, las autoridades civiles, militares y **los particulares estarán obligados a colaborar con las autoridades sanitarias en la lucha contra dicha enfermedad**.

JETRO

ご清聴ありがとうございました  
¡¡ Muchas Gracias !!

JETRO Mexico

中畑 貴雄

Tel: 55-5202-7900 (Ext.106)

[https://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/mx/](https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/)

【免責条項】本資料・セミナーで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料・セミナーで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。